## 会 議 録

会	議		名	第3回協働事業における契約のあり方等検討小委員会
事	務		局	市民部 コミュニティ文化課
開	催	日	時	平成23年8月8日(月)午後2時00分~午後4時10分
開	催	場	所	市民会館萌え木ホールB会議室
出	席	委	員	安藤雄太小委員長 吉田孝委員 堀井廣子委員 山路憲夫委員
欠	席	委	員	川合彰委員
講			師	碓井光明 (明治大学法科大学院教授)
事	務	局	員	1 小金井市 コミュニティ文化課長 鈴木茂哉 コミュニティ文化課文化推進係主事 岩佐健一郎 コミュニティ文化課文化推進係主事 高野修平 2 小金井市社会福祉協議会 小金井市市民協働支援センター準備室 市民協働推進員 加藤進 市民協働推進員 佐藤宮子
傍	聴の	)可	否	可
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				傍聴者数 5人
会	議	次	第	(1)協働事業における委託契約について ア 碓井教授による講演会 イ 質疑及び意見交換等
会	議	結	果	別紙のとおり
会	議	要	IJ目	別紙のとおり
提	出	資	料	(1)協働事業における契約のあり方(明治大学教授 碓井光明)

## 第3回契約小委員会会議結果

- 1 前半は、明治大学の碓井教授を参考人として招き、協働事業における契約の問題を中心に講演会を開催した。
- 2 後半は、講演会を受けて協働事業や契約のり方等について質疑応答や意見 交換を行った。

## 第3回契約小委員会会議要旨

[小委員長] 本日は明治大学の碓井教授においでいただき、協働事業、それに伴う契約等についてお話していただき、質疑応答をしていきたい。

[碓井教授] (レジュメに従って講演)

[委員] 私どもの大学では、東村山市から子育て広場の事業委託を受けて、 一応対等の契約を結んでいたはずだが、仕様書にがんじがらめにされてなかな か対等の契約にならない。できるだけ対等の契約にしていきたいというのが問 題意識としてある。

「碓井教授」
変更契約という工夫の余地があるのではないか。

[委員] 仕様書を委託する行政側と受託するNPO側で一緒に作成することは、今後の話として可能なのか。

「碓井教授」 可能というか、それは不可欠なことだ。

[小委員長] レジュメの「仕様決定の参加」という部分か。

[碓井教授] そのとおりだ。

[委員] 第三者が参加するなかで、仕様書をつめていくこともあり得るか。 [確井教授] あり得る方策である。公開の討論会のようなものを開催して、 参加した住民の意見を吸収して、仕様書にまとめていくということもあるので はないか。

「小委員長」 今の話を突き詰めていくと、最初に出したプロポーザルの内容が当然変わらざるを得ない。その場合、最初の段階でNPO法人○○と随意契約を結びますという確約のようなものが必要ではないかと思う。

[碓井教授] そのような段階を踏むという考え方は、今、国や地方自治体の契約の場面で実際に登場している。

[小委員長] 実際あった例だが、NPO側が自分たちのノウハウを投入して「その事業には幾らかかる」と行政側に出しておいたものが、実際は一般競争入札になり、他のところに落札されてしまう。

[碓井教授] そうなると、競争入札中心の今の地方自治法を協働事業にあてはめること自体が間違っている。

「小委員長」 どう変えればいいか。

[碓井教授] 法律をきちんと整備することが一つの考え方だ。しかし、法律でやると地方自治体は縛られるから、むしろ地方の工夫で何かないかということになる。

[小委員長] 検討委員会では条例化についても議論している。一方、条例 化すると柔軟に対応できなくなる。それが一つの課題にもなってくる。

[小委員長] 先ほど提案のあった長期契約は、通常の事業委託契約につい

ては実現しにくいのではないか。

[確井教授] 勇気を持てばできる。債務負担行為を踏んでおけば、全く問題がない。

[委員] 行政と市民団体が役割分担を決めるなど一緒に作っていった結果、 事業にしようとなったときに、その先どうするかというシステムがないところ で今困っている。法律の規定がない中で今考えられることは何か。

[確井教授] 助走段階が極めて重要だ。

[小委員長] 協働事業の場合、議論を重ねながら中身を構築していくという助走期間が必要だ。単に事業委託ではないということを踏まえなければならないというのが一つ。もう一つは、協働事業に関して第三者が客観的な視点で議論する場を、契約の中に入れ込んでもおかしくないと思う。今、多くの部分は行政の内部評価でやっているだけだ。

[確井教授] 協働の場合、入り口の助走段階を重視して、例えば特定の団体と随意契約の形を借りたとすれば、その成果のところでは今指摘された評価で締めくくるのは自然かもしれない。それも仕様どおりということではない評価が必要だからである。つまり、仕様の確定しているのはそれでよく、そうでないところの評価が必要だ。

[委員] 実際は、次の段階に結び付けていくような実りある第三者評価はできていない。

[小委員長] 今の第三者評価は、おそらく仕様書に基づいて「到達している」「到達していない」だけのチェックだけだ。

[委員] そこを変えないとだめだ。

[小委員長] それを仕組みの中に入れるかどうかだ。

[委員] そうなると、NPOもきついことになる。自分たちがやっていることは、本当に市民の共感を得られるような公益活動をやっているのかが問われることを覚悟しなければならない。

[小委員長] 逆に言うと、それがNPOの質的向上のサイクルになる。そのくらいまでになると、協働事業と位置付けた場合、金額もそれなりに大きくなる。

[碓井教授] 例えばPFI方式もある意味では協働の一つだ。今議論している協働について、PFI方式とどう違って、どのようなアイデアを借用できるかは、考えてみる必要があるかもしれない。

[委員] 協働事業については、行政と市民団体が一緒になって目的を考え、 仕様書のもとになるものを作っていく、それが協働だと思う。その場合、契約 は最後に来るのかもしれない。

「小委員長」 大きな目的は、市が決める。その後NPO等と協議していく

という場があってよいと思う。最終決定は、行政が「この目的で、この予算で 協働事業としてやりたい」という決断をしなければならない。

[委員] 何が何でも、どんな事業でも協働でやらなければならないとは、 全く思っていない。

[碓井教授] もちろん、協働に適した事業が対象である。

[委員] 碓井教授ご指摘のとおり、協働事業には助走期間が必要だと思う。 また、随意契約という言葉のイメージがなれ合い的なものを想像しがちで、よ くない。

[確井教授] 誤解を招きやすい言葉だ。

「小委員長 随意契約という言葉は、変えた方がよい。

[碓井教授] 今後の問題として、協働契約書としてどこまで書けるかだ。

[小委員長] 日本NPO学会では、協働の概念が必ずしも一本化されていない。一本化するにはまだ時間が必要であり、協働実践事例が必要だ。今はそれを作っていくプロセスであり、過渡期である。

[小委員長] NPO側が協働事業と認識していても、行政側はそのような発想を持たないことが多い。

[碓井教授] 話しを伺っていると、スローガンとしては「事業委託契約から協働事業契約へ」ということになる。

「小委員長 そこをねらっている。

[碓井教授] NPOが提案したからといって、行政がのってくるとは限らない。その場合こそ中間支援組織の出番ではないか。

[小委員長] その意味もあり、中間支援組織を作る必要がある。

[小委員長] 提案型協働事業を採用する場合、プレゼンテーションなどを 公開型にする必要がある。そして、第三者が公開の中で審査するという仕掛け を作るべきだ。それをシステム化していくとよい。

[確井教授] 審査委員会についてだが、永続的に存続する審査委員会は条例により設置すべきだ。要綱により設置し報酬を払うと、違法だという下級審の判決が相次いでいるから、注意を要する。